

中部横断自動車道(長坂~八千穂) 1kmルート帯(案)及びICの概略位置(案)



「公開ヒアリング」

日時：2018年12月11日(火) 14:00～16:00

場所：衆議院第一議員会館 B1 第2会議室

参加者：国会議員、国土交通省、総務省、沿線住民の会等

国交省「公共事業評価制度」の前段の事業評価「計画段階評価」について
～中部横断自動車道(長坂一八千穂)の現状と問題点～

■ヒアリング・質疑事項等

はじめに これまでの経過等

参考：構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン(2005.9)

構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン(2013.7)

1. 山梨・長野を縦断する建設計画の進め方の実態と問題点

(1) 山梨側—計画段階評価の問題点

①山梨側新ルート案を発表する際、国交省は須玉 IC 分岐案、双葉 IC 分岐案を検討していたことが開示請求で明らかとなった。この案に関し、いつ策定し、どういう取扱いを行ったのか。どうして新ルート案との比較検討対象のルート案として発表しなかったのか。

②山梨側で、新ルート案に関し複数案の提示はあったのか。

③山梨側3キロ幅ルート帯を1キロ幅ルート帯に狭めた時に、従来の3キロ幅の外側にずれてもいいのか。ずれてルートの対象となった地域の住民はこのルートありきで複数案の比較評価の機会が与えられていない。ずれてルートの対象となった地域の住民の意向は、どのように反映させられたのか。

④2012年11月21日に開催された中部横断自動車道(長坂～八千穂)の第1回ワーキンググループに甲府河川国道事務所が提出したそれまでの3キロ幅ルート帯と1キロ幅新ルート帯の関係図に関し、国交省は「転記ミス」と認めているが、現在も訂正されていないがどうか。これはただちに訂正すべきではないか。

⑤「転記ミス」の資料を前提にワーキンググループは審議していたことになるが、その審議にどのような影響を及ぼしたと認識しているのか。

⑥ワーキンググループの委員に対して、事務局の甲府河川国道事務所はルート帯関係図や地元説明会で新ルート案に対する反対意見が多数を占めたことに関し、誤った説明をしたのではないか。

⑦2014年7月の関東地方小委員会の開催に向けて、長野国道事務所が長野県の関係自治体へ国交省が決定した道路事業の計画段階評価にかかわる対応方針（原案）について意見照会した際の文書及び添付書類を示してほしい。

対象自治体：山梨県、長野県、北杜市、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町（2県3市2町4村）

⑧2015年11月26日に国交省本省道路局企画課道路経済調査室の課長楠佐は、中部横断自動車道（長坂～八千穂）についてボタンのかけ違い（2回）があったと発言している。それぞれについて具体的に説明してほしい。

⑨住民参画の計画段階評価制度について、本件における実態に即した説明を求めたい。

- ・国交省は一方的に考え方を述べ、住民の意見を聞くだけで住民との双方方向の意見交換が行われていない。住民からの意見は反映されず住民参画とは言えない。
- ・行政でのルート帯、計画内容が決定された過程が公表されず妥当性等の評価ができない。
- ・双方向で立ち戻って検証する機会がない。事業評価の途中での見直しの仕組みがない。等

（2）長野側の問題について 計画段階評価の取扱い

⑩国交省は2015年4月に計画段階評価が終了したと主張しているが、その後も長野側は3キロルート帯のまま、長野側では計画段階評価が一切行われていないことは明らかである。長野側で3キロ帯から1キロ帯に変更するに際し、なぜ複数案を提示しなかったのか。

⑪山梨県がホームページで公表した「高速道路が、代替道路として機能し地域の孤立化を解消！」に掲載された図では、中部横断自動車道（長坂～八千穂）長野側のルートは国道141号の東側を通るよう記載されている。なぜこのルートが比較評価の対象となる複数案として提示されなかったのか。どのような経緯、合理的な理由で長野側1キロルート帯が国道141号の西側を通るよう変更されたのか。

⑫長野国道事務所が中部横断自動車道（長坂～八千穂）に関して11月1、15日に開催した説明会は、長野県の一部の住民しか参加できずしかも非公開で行われた。2013年に甲府河川国道事務所が行った住民説明会は、山梨県、長野県の住民に限定することなく誰でも参加することができ、公開で行われた。山梨側と長野側の説明会への対応に大きな違いがあるがどうか。

⑬11月1日に開催された長野側南牧村での説明会では1キロルート帯案への異論が統出し、質疑応答は当初の予定を1時間も延長して行われた。長野側でも住民の合意ができていないが、国交省はこれをどう認識しているのか。

⑭長野側1キロルート帯の発表に際し、それまで発表されていた山梨側1キロルート帯に含まれる長野県境～野辺山の約2キロにわたる1キロルート帯が約500m西側に移動している。山梨側1キロルート帯は移動可能という認識でいいのか。

⑮山梨側では1キロルート帯案の発表に当たり、その概算事業費、ルートと道路構造図、横断面を策定している。長野側1キロルート帯案では長野国道事務所の担当者は「概略事業費はこれから計算する、ルートと道路構造等はこれから検討する」と表明しているが、これで国民の納得・了解を得られると考えているのか。

またこの状況で、環境アセスの方法書の公表を検討しているのか。ルート、構造物も確定していないのに、その影響を調査する環境アセスが可能なのか。

2. 行政文書情報公開の現状 —住民の情報へのアクセス権の問題

⑯山梨側・長野側1キロルート帯の決定の経過とその決裁文書はともに「取得作成していない」ため開示請求に対して不開示となっている。

国交省行政文書管理規則第9条では「文書主義の原則」として「職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、国土交通省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに国土交通省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」と書かれている。なぜ作成しないのか。作成しなくても支障がないと認識しているのか。重要な決定において、どのように決定されたのか分かる資料を示してほしい。

3. 山岳景観・環境保全の問題、災害対策

⑰山梨側1キロルート帯では2016年11月、北杜市を流れる村山六カ村堰疎水が「世界かんがい施設遺産」に認定された。そこに高速道路を通していいのか。登録等の抹消の恐れはないのか。認識を聞きたい。

⑱山梨県は奥秩父から八ヶ岳に至る地域の「甲武信ユネスコエコパーク」登録を目指している。この地域を中部横断自動車道（長坂～八千穂）が通る計画だが、把握しているか。どういう影響があると考えているのか。

⑲八ヶ岳南麓は国交省が提唱している日本風景街道で、八ヶ岳南麓風景街道に認定され観光資源とされている。そこに高速道路を建設した際の影響と認定はどうなるのか。

⑳中部横断自動車道（長坂～八千穂）の山梨側北杜市では、現在1600件を超える地上設置型太陽光施設が設置され、さらに認定件数も2800件を超えている。現在、森林伐採が行われ、近接する住民、別荘所有者、二地域居住者等の住環境、自然環境・景観が損なわれ、訴訟事案までもが起きている。こうした状況に加えてそこに高速道路を建設する計画だが、どうなのか。またそのルートに設置されている施設の用地買収、施設及び逸失利益に対するの保障等をどう考えているか。

参考：北杜市の地上設置型太陽光発電施設の状況

（経済産業省資源エネルギー庁公表 2018. 3月末現在の設置導入件数 1673件、認定件数 2837件）

参考：太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会 提言書
（2018. 10. 17）

現在、北杜市内では山林や住宅地など随所に太陽光発電設備が設置され、北杜市の貴重な自然環境、景観が著しく破壊されると共に、大量の森林伐採や危険地帯（砂防指定地等）への設置により、住民の安全が脅かされる事態となっている。特に北杜市は移住先・保養地・観光地としての価値が高いだけに今後失われる経済価値、不動産価格の低下も深刻な懸念材料である。（提言書より）

㉑本件高速道路建設計画地域の災害発生の状況を把握しているか。建設計画においての防災対策についてどのよう考えているか。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）について

1. 計画段階評価等について

(1) 山梨県側

- 中部横断自動車道（長坂～八千穂）については、2010年1月に計画段階評価に着手し、全区間で新たに道路を整備する案を含め4つの対策案を設定し、有識者等からなる関東地方小委員会にて審議頂きながら検討を進めてきたところです。
- さらに、山梨県内においては、2012年11月に同委員会のワーキンググループを設置し、清里高原の南側を通るルート（A案）、清里高原の南側を通りつつ観光地へのアクセス性に配慮したルート（B案）の2案について、地域の意見聴取等を行いながら検討した結果、2014年7月に1km幅のルート帯（B案）をとりまとめたところです。
- 今後とも、頂いたご意見も踏まえつつ、丁寧に対応するよう努めてまいります。

(2) 長野県側

- 計画段階評価においては、山梨県と長野県の全区間について4つの対策案を比較した上で、概略ルート案の選定を行い、長野県区間では、3km幅のルート帯とする対応方針を決定しました。その後、長野県区間については、長野県が沿線6町村の意見をとりまとめたところであり、これを基に1km幅のルート帯を決定したものです。
- また、昨年11月に長野県内で開催した説明会は、長野県内の道路整備に関するものであり、長野県内の住民の十分な質問時間の確保の観点から、対象を長野県内の住民の皆様とさせて頂いたところです。
- 今後とも、頂いたご意見も踏まえつつ、丁寧に対応するよう努めてまいります。

2. 山梨県側・長野県側1キロメートル帯の決定過程等に関する行政文
書情報公開について

- 計画段階評価手続きにおいては、地域住民等の意見等を踏まえ、
関東地方小委員会での審議を頂きながら決定・公表していると
もに、その後の長野県内の計画調整会議における議論や結果につ
いても公表しております。

3. 山岳景観・環境保全、災害対策について

- 今後、事業実施段階において、環境保全対策や防災対策等が適切になされるよう努めてまいります。
- なお、災害の発生状況について、平成30年度には短時間豪雨などにより、国道141号において、土砂流出や倒木による通行止めが発生するなどの被害が生じております。

国土交通省行政文書管理規則 (抜粋)

(目的)

第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、国土交通省(観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁を含む。以下同じ。)における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(文書主義の原則)

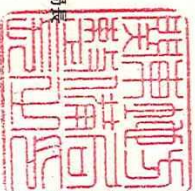
第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、国土交通省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに国土交通省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。



行政文書開示決定通知書

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート
沿線住民の会

関東地方整備局長



平成30年3月30日付けで請求され、平成30年4月2日付けで受理しました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
 [行政文書名]
 ・ABルート検討資料

[請求文書名]
 甲府河川国道事務所が2012年11月21日に開催されたワーキンググループに提出した中部横断自動車道（長坂～八千穂）の新ルート帯案に關し、その新ルート帯案に關し、その新ルート帯案を決定するに至るまでに甲府河川国道事務所及び関東地方整備局内で検討した経過とその内容を記録した文書（関係者間のメールのやり取り、メモも含む）。

- 2 不開示とした部分とその理由

2012年11月21日に開催されたワーキンググループに提出した中部横断自動車道（長坂～八千穂）の新ルート帯案に關し、その新ルート帯案を決定するに至るまでに甲府河川国道事務所及び関東地方整備局内で検討した経過を記録した文書、関係者間のメールのやり取り及びメモについては、文書が存在しないことから不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

* また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分¹の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分¹の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示の実施の方法等
- (1) 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。
 （実施の方法）写しの交付（CD-R）
 なお希望された開示の実施方法と異なる方法を希望される場合は開示手数料が変動することがありますので開示の実施方法の申出をする前にあらかじめ関東地方整備局情報公開室までご連絡ください。

| 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 (算定基準) | 行政文書全体について開示の実施を受けなかった場合の基本額 | 開示実施手数料※ |
|--------------|---|---------------------|------------------------------|----------|
| 電磁的記録 1 フライル | CD-Rに複製したCD-R1枚につき100円に、1フライルにつき210円を加えた額 | 310円 | 310円 | 10円 |

※開示実施手数料…「開示の実施方法等申出書」に貼付する収入印紙の額
 （行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額一控除額3000円）

- (2) 開示を実施することができるとき 場所
 「開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後から2ヶ月後まで（土・日・祝祭日を除く）
 の9：30から11：45、13：00から16：45まで
 場所：関東地方整備局情報公開室
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）
 日数：「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
 郵送料（見込み額）：140円（CD-R1枚の場合）

* 関東地方整備局情報公開室
 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館
 TEL 048-601-3151 内線2024

※開示の実施方法等の申し出は、この通知を受けた日から30日以内に行ってください。